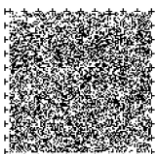


【資料編】

1 計画策定過程

年月日	策定過程
令和5年8月19日	日常生活圏域別懇談会（八本松圏域：川上地区）
令和5年11月24日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：河戸地区）
令和5年11月25日	日常生活圏域別懇談会（西条南圏域：御園宇地区）
令和5年12月1日	日常生活圏域別懇談会（豊栄圏域：乃美・別府地区）
令和5年12月1日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：戸野地区）
令和5年12月4日	日常生活圏域別懇談会（高屋圏域：高美が丘地区）
令和5年12月7日	日常生活圏域別懇談会（高屋圏域：高屋西地区）
令和5年12月9日	日常生活圏域別懇談会（豊栄圏域：吉原地区）
令和5年12月11日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：東志和地区）
令和5年12月11日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：入野地区）
令和5年12月14日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：志和堀地区）
令和5年12月20日	日常生活圏域別懇談会（西条北圏域：寺西地区）
令和5年12月20日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：西志和地区）
令和6年1月26日	日常生活圏域別懇談会（西条南圏域：三ツ城地区）
令和6年2月1日	日常生活圏域別懇談会（八本松圏域：原地区）
令和6年2月17日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：小田地区）
令和6年2月18日	日常生活圏域別懇談会（福富圏域：竹仁地区）
令和6年2月19日	日常生活圏域別懇談会（安芸津圏域：小松原地区）
令和6年3月1日	日常生活圏域別懇談会（西条北圏域：東西条地区）
令和6年3月1日	日常生活圏域別懇談会（黒瀬圏域：板城西地区）
令和6年3月2日	日常生活圏域別懇談会（黒瀬圏域：上黒瀬地区）
令和6年2月～3月	市民アンケート調査の実施
令和6年2月～3月	小中学生アンケート調査の実施
令和6年3月15日	令和5年度第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年4月～5月	事業所アンケート調査の実施
令和6年5月21日	令和6年度第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年5月21日	諮問
令和6年7月10日	令和6年度第2回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年8月2日	令和6年度第3回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年10月4日	令和6年度第4回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年11月1日～ 12月2日	パブリックコメントの実施
令和6年12月24日	答申



2 推進協議会規則、委員名簿

○東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則

平成26年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和50年東広島市条例第34号)第3条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進協議会(以下「推進協議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年規則6号・令和6年20号〕)

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画(次号及び第3号において「計画」という。)の策定、推進及び見直しに関すること。

(2) 計画の進捗状況及び成果の確認及び評価に関すること。

(3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(一部改正〔平成27年規則6号・令和6年20号〕)

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 医療、福祉及び保健関係団体の代表者

(3) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者

(4) 社会福祉事業経営団体の代表者

(5) 社会福祉活動を行う団体の代表者

(6) 地域住民の代表者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他市長が必要と認める者

(一部改正〔平成27年規則6号・令和2年36号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

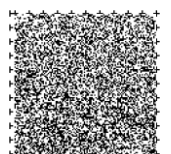
(一部改正〔令和2年規則36号〕)

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その



職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進協議会は、第2条に規定する所掌事務に関する調査及び検討を行わせるため、部会を置くことができる。

(一部改正〔平成27年規則6号〕)

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則28号・令和3年31号〕)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 推進協議会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他推進協議会の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる推進協議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成27年3月4日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第36号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

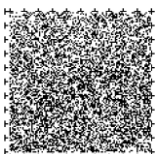
2 この規則の施行の際現に東広島市地域福祉推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第20号)

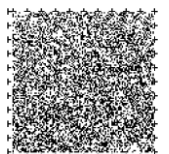
この規則は、令和6年4月1日から施行する。



東広島市地域福祉推進協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	広島大学大学院社会科学部研究科	江頭 大藏
医療、福祉及び保健関係団体の代表者	東広島地区医師会 地域連携室あざれあ	三上 雅美
	東広島市民生委員児童委員協議会	栗原 征男
	東広島地域在宅看護職の会	森澤 千代子
	認知症の人と家族の会「やすらぎ会」	木原 千代子
	東広島市心身障害児者父母の会	歌野原 昭子
ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者	NPO 法人 ママの働き方応援隊	東間 真緒
	東広島市ボランティア連絡協議会	小平 求
	学生ボランティア団体 OPERATION つながり	沖 帆志隆
	広島国際大学ボランティア部 つぶ	岡田 直子
	東広島市生涯学習インストラクター・コーディネーターの会	吉岡 真喜夫
社会福祉事業経営団体の代表者	東広島市社会福祉施設連絡協議会	本永 史郎
社会福祉活動を行う団体の代表者	東広島市社会福祉協議会	高橋 康裕
地域住民の代表者	八本松住民自治協議会	土久岡 章治
	東志和小学校区住民自治協議会	寺田 清秀
	高屋西小学校区住民自治協議会	井上 泰秀
	上黒瀬小学校区住民自治協議会	村上 義則
	久芳住民自治協議会	石井 琢二
	あすか住民自治協議会	高盛 恒司
	こうち・地域福祉を進める会	高橋 秀子
	安芸津地区民生委員児童委員協議会	吉田 清志
関係行政機関の職員	東広島市	川口 一成

※所属は任命時点のもの



3 個別計画の計画期間

各個別計画の計画期間

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第10次東広島市高齢者福祉計画 第9期東広島市介護保険事業計画		●	→					
第2次東広島市自殺（自死）対策計画		●	→	→	→	→	→	
第3次東広島市健康増進計画		●	→	→	→	→	→	
第4次東広島市障がい者計画		●	→	→	→	→	→	
第7期東広島市障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		●	→					
第3期東広島市こども計画			●	→	→	→	→	
東広島市地域共生社会推進計画 （第4次東広島市地域福祉計画）			●	→	→	→	→	

